

## 令和5年度第4回総会（月例）議事録

日 時	令和5年7月28日（金） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （18名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 横峯 明人
欠席委員 （1名）	本多 剛
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 陣ヶ尾、村田、溝川、山崎、小山田、小村、児之原 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、上崎 主 任 宮元 主 事 飯泉 主 任 矢崎、米倉、西、平川
農政総務課	技 師 井手
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件 8 相続税の納税猶予に関する件 9 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について

報 告 事 項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li><li>2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について</li><li>3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li><li>4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li><li>5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について</li><li>6 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</li><li>7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</li><li>8 農地パトロールについて</li><li>9 令和5年度最適化活動の目標設定の修正について</li><li>10 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の修正について</li></ol>
---------	--

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第4回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p> <p>注意・連絡事項という資料をご覧ください。読み上げます。</p> <p>個人情報漏えい防止に向けた取り組みの徹底</p> <p>個人情報漏えいは、市政に対する市民の信頼を大きく失墜させるとともに、その内容によっては漏洩した市民に重大な損害が生じる恐れがあります。そのため、農業委員としての業務を遂行するにあたっては、個人情報を保護するための対策を徹底することが欠かせません。</p> <p>現在、農業委員の皆さまが農地所有者を戸別訪問のうえ実施している調査においては、事前にお配りした「農地利用意向調査対象者リスト」にも個人情報が記載されており、調査によって回収した「農業経営意向に関する調査票」にも個人情報が含まれております。</p> <p>これら個人情報が決して漏洩することの無いように、調査をするにあたっての注意喚起を改めて行うとともに、以下の事項の厳守徹底をお願いします。</p> <p>1 クリアケースへの全ての資料の収容</p> <p>個人情報の記載されている農地利用意向調査対象者リストを始め。調査に必要な全ての書類は、事前にお配りしたクリアケースに収容して管理して下さい。</p> <p>2 移動前の持ち物チェック（忘れ物チェック）の徹底</p> <p>調査対象者の家を訪問した際には、クリアケースから所要の書類を取り出す必要があります。したがって、調査後、その家を後にする際は、必ず移動前に、忘れ物が無いか、取り出した書類は全てクリアケースに再収容してあるのかを確認して下さい。</p> <p>ここさえしっかりしていれば、まず大丈夫だと思いますので、改めて注意喚起したところです。よろしく願いいたします。</p> <p>資料の修正についてお知らせです。</p> <p>議題8「相続税の納税猶予に関する件」は、議案書発送後取下げの申し出がありましたので、表紙及び40ページについて削除をお願いいたします。</p> <p>報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」について、60ページの申請番号1、2の解約通知日を令和5年7月4日に訂正をお願いいたします。</p>
-------------------------	--

議 長	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中18人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、本多委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、上四元委員、枇榔委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題5「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>
-----	---

<b>議 題</b>	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1ページ～6ページ 21件</b>	
議 長	それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、2番委員お願いします。
2番委員	ご報告します。 番号1号、申請理由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。 この点につきまして補足して説明します。 譲受人は親と子2名であり、今回共同耕作のため農地を共有しようとするものです。 以上です。
議 長	次に、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	ご報告します。 番号2号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 番号3号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号4号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 申請のありました4件に関し、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、番号2、5は既に30年以上、番号3は20年以上、番号4は3年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13番委員	ご報告します。 番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号7号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この2件について補足説明いたします。 譲受人は、現在、経営農地はありませんが、それぞれ、番号6は10年以上の、番号7は5年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、本市において知人の農地の耕作を手伝う等して、5年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。</p> <p>番号9号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在、43歳で南九州市川辺町に夫婦で居住し、借入地約70アールでトマトのハウス栽培をしておりますが、徐々に規模を縮小し、地元の吉野に拠点を移し、トマト栽培を規模拡大していくという営農計画でございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号13号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号16号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、1番委員お願いします。
1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。
1 0 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号19号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号20号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号21号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」21件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題2. 農地法第4条許可申請に関する件</b> 7ページ 3件</p>	
議 長	<p>次に、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、駐車場342.00㎡、緩衝地等118.00㎡、東…本人畑、西…他人畑、南…山林、北…市道、境界…コンクリート擁壁、土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>
17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、通路225.00㎡、東…宅地、本人畑、西…雑種地、南…農道、北…本人畑、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>番号3号、貸駐車場146.00㎡、貸資材置場64.00㎡、転回場等1,017.00㎡、東…県道、西…宅地、他人畑、南・北…他人畑、境界…土留、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地法第4条許可申請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b> <b>8ページ～16ページ 31件</b>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：保育所1棟126.00㎡、駐車場168.94㎡、園庭等134.06㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…渡人田、西・南…水路、北…宅地、境界…ブロック積、土留、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、道に接していませんが、水路に蓋を設置し接道を確認します。</p> <p>番号2号、資材置場1, 326.00㎡、駐車場150.00㎡、通路104.00㎡、転回場等400.00㎡、東…宅地、西・北…河川、南…市道、山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟115.45㎡、庭敷地等178.55㎡、東…宅地、西…市道、南…私道、北…貸人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号4号、自動車展示場1, 130.61㎡、東…県道、西・南・北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟79.49㎡、庭敷地等256.51㎡、東…宅地、原野、西…市道、南…渡人畑、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟104.75㎡、庭敷地等241.25㎡、東…河川管理道路、西…他人畑、南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…河川管理道路側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、事務所1棟24.80㎡、倉庫3棟10.29㎡、通路等613.91㎡、東…雑種地、西・北…宅地、南…里道、境界…土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>番号8号、建売住宅1棟55.48㎡、庭敷地等104.93㎡、東・西…宅地、南…水路、北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝 汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p>



	<p>番号9号、住家1棟78.25㎡、庭敷地等180.02㎡、東・西…宅地、南…宅地、他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、建売住宅1棟99.36㎡、庭敷地等405.01㎡、東…宅地、墓地、西・南…宅地、北…市道、他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝 污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、宅地分譲2区画498.00㎡、東・南…別件5条申請地、西…他人田、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝 污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明致します。</p> <p>申請地は、「第2種農地」に該当します。</p> <p>農地法第5条に係る住宅を目的とした転用については、これまで転用をする事業者が宅地を造成し、住宅を建築したうえで、土地建物を一体的に売却する場合、いわゆる建売住宅に限り転用が可能であり、宅地のみの分譲については、転用は認めないこととされていましたが、平成31年3月29日付農林水産省からの通知により、一定要件を満たす場合は、建築条件付売地についても認められるようになったものです。</p> <p>要件としましては</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 土地の売買契約後、おおむね3月以内に建築請負契約を締結すること</li> <li>② 一定期間内に①の建築請負契約がなされないときには、本件の売買契約は解除されること</li> <li>③ 当該土地を建築主に販売ができないと判断した場合は、譲受人自らが住宅を建築することとなっております。</li> </ol> <p>また、許可の条件として、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 許可後完了までの間に、3か月後及び1年ごとに進捗状況を報告すること、工事が完了したときには、遅滞なくその旨を報告すること</li> <li>② 転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しについては、住宅の建設確認後、または当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこととなっております。</li> </ol> <p>番号12号、資材置場170.00㎡、通路136.70㎡、転回場等169.30㎡、東…農道、西…別件5条申請地、他人畑、南…水路、北…別件5条申請地、市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、既存住家1棟63.17㎡、庭敷地等321.12㎡、東…他人田、西…宅地、南…市道、北…水路、他人田、境界…ブロック積、雨水…市道側溝 污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、通路570.00㎡、東・南…山林、西…県道、宅地、北…他人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議	長 次に、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、駐車場125.00㎡、法面66.41㎡、転回場等263.00㎡、東・北…農道、西…他人畑、南…貸人畑、境界…ブロック積、土留、雨水…自然流下、賃貸借権。</p> <p>番号16号、住家1棟114.27㎡、庭敷地等309.73㎡、東…市道、西・北…他人畑、南…渡人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、住家1棟64.79㎡、庭敷地等467.21㎡、東・西…山林、南…他人畑。北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号18号、住家1棟111.37㎡、庭敷地等387.63㎡、東…他人畑、西…別件5条申請地、宅地、南…宅地、北…別件5条申請地、里道、境界…土留、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、貸資材置場67.50㎡、法面138.88㎡、転回場等129.62㎡、東・南…別件5条申請地、西…宅地、北…里道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、住家1棟67.07㎡、庭敷地等219.93㎡、東…市道、西…渡人畑、南…宅地、北…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号21号、太陽光発電819.00㎡、通路等628.00㎡、東…他人田、西…農道、南…山林、北…市道、境界…フェンス、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>番号22号、太陽光発電861.00㎡、通路等946.00㎡、東…渡人畑、西・南…市道、北…山林、他人畑、境界…フェンス、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この2件について、事務局より補足説明いたします。</p>

吉田支局	<p>番号21、22について、吉田支局から補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、吉田支所から北に、番号21が約2.5km、番号22が約2.4kmに位置する「第2種農地」「その他の農地」に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得して、太陽光発電設備を設置して転用を行うものです。発電規模としましては、2か所とも、それぞれ太陽光パネル152枚、発電出力101.8kWです。</p> <p>本市における太陽光発電施設の農地転用は、申請人自らが発電事業者となり売電しようとするものでしたが、今回の転用計画は、申請人は太陽光発電設備を設置した後、当該発電設備について電力を必要とする企業に売却し、土地については当該企業に賃貸借するものです。</p> <p>発電所としての九州経済産業局の設備認定や九州電力との系統連系承諾に係る手続きは売却先企業が行うこととなります。</p> <p>なお、転用の実現性を担保するため、太陽光発電設備の売買契約書（案）と土地の賃貸借契約書（案）を添付書類として提出させています。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号23号、農機具展示場1, 158.00㎡、駐車場302.00㎡、店舗1棟36.00㎡、通路等698.00㎡、東…山林、西…国道、南…宅地、他人畑、北…宅地、境界…土留、雨水…国道側溝、污水…仮設トイレ、所有権移転、売買。</p> <p>番号24号、通路211.00㎡、東…他人畑、受人畑、西…宅地、南…他人畑、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号25号、住家1棟106.98㎡、庭敷地等398.02㎡、東…他人田、西・北…水路、南…水路、市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、除外済みですが、松元支所から南西へ約1.5kmに位置する土地改良事業施行区域内にある第1種農地に該当します。申請人は、申請地を買い受け、一般住宅として転用するものです。申請地は、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところでございます。</p> <p>番号26号、駐車場212.50㎡、通路等542.85㎡、東・南…山林、西…宅地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、松元支所から北東へ約3.6kmに位置する第2種農地に該当します。</p> <p>申請地は、市道に接していませんが、譲受人は、隣接する山林を取得し側溝を埋設して、東側にある市道側溝に放流する計画です。</p> <p>番号27号、建売住宅9棟562.62㎡、通路578.78㎡、庭敷地等1,767.60㎡、東…市道、宅地、西…他人田、南…水路、渡人田、他人田、北…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号28号、住家1棟101.44㎡、庭敷地等381.56㎡、東…貸人畑、西…農道、南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号29号、資材置場250.00㎡、駐車場30.00㎡、作業場460.19㎡、東…里道、西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号30号、倉庫1棟220.27㎡、駐車場120.00㎡、転回場等275.73㎡、東…宅地、雑種地、西・北…他人畑、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から南西へ約3.2kmに位置する、第2種農地です。</p> <p>申請人は、市内で建築・土木工事業を営む法人で、今回、事務所と隣接する申請地を買い受け、自社の倉庫および駐車場として、転用しようとするものです。</p> <p>申請地は道路に接していませんが、同法人の所有する敷地内を通過して、市道に出入りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号31号、住家1棟53.20㎡、庭敷地等89.42㎡、東・西・南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号25号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されま す。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p>
2番委員	<p>番号19ですが、貸資材置場、法面、転回場等となっておりますが、法面と転回場等というのは、貸資材置場にはならないということだと思いますが、336.00㎡全体が貸資材置場ということではないのですか。</p>
吉野支局	<p>転用面積自体は336.00㎡でございます。</p> <p>この土地は、高低差があり、336.00㎡のうち、法面が占める割合が138.88㎡ございます。ここは有効利用面積として使えないということで、法面というのを表記させていただきました。吉野の農業委員にも現場を確認していただき、判断させていただきました。</p>
2番委員	<p>法面、転回場等の部分も所有権移転をされることになるのですか。</p>
吉野支局	<p>そうです。</p>
2番委員	<p>わかりました。</p>
13番委員	<p>番号23ですが、備考に耕運機、田植機とありますが桜島に田がありましたか。それと番号25は、農家住宅ですか、一般住宅ですか。第1種農地に一般住宅が建てられるのですか。</p>
議長	<p>番号23について、桜島支局お願いします。</p>
桜島支局	<p>桜島に田は存在しません。</p>

5 番 委 員	申請者の話では、大隅全域の農家を対象として、展示場として転用するという ことです。国道沿いなので、鹿屋方面の方はここを通るだろうということです。
1 3 番 委 員	わかりました。
議 長	番号 2 5 について、松元支局お願いします。
松 元 支 局	一般住宅であります。第 1 種農地になっていますが、集落接続施設に該当する ことから、一般住宅でも転用可能です。
1 3 番 委 員	第 1 種農地に一般住宅が建てられるということで、間違いありませんか。
事 務 局	除外後第 1 種農地になったということであれば、第 1 種農地としての判定基準 が採用されることとなります。該当地が、複数住宅があり、住宅地で接している ということであれば、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続施設が適用され るということとなります。
1 3 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。  これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 3 「農地法第 5 条許可申 請に関する件」 3 1 件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請 人に許可書を交付することといたします。 但し、第 1 種農地である番号 2 5 号につきましては、「県農業会議」に意見聴取 し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたしま す。
<b>議題 4. 非農地認定に関する件</b> <b>1 7 ページ～ 2 1 ページ 1 6 件</b>	
議 長	次に、議題 4 「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、2 番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、調査結果：唐竹・孟宗竹自然繁茂、約 3 0 年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、谷山、1 4 番委員お願いします。

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約15年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：通路として約30年経過、現況道路。</p> <p>番号6号、調査結果：貸家6棟、48年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号8号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、調査結果：檜、唐竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号10号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号12号、調査結果：住家1棟、32年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号13号、調査結果：唐竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、調査結果：2441：住家1棟、33年経過、現況宅地。</p> <p>2436、2437-1、2440、2442：雑木自然繁茂、約15年経過、現況山林。</p> <p>番号15号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。 番号16号、調査結果：倉庫1棟、53年経過、現況宅地。 以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「非農地認定に関する件」16件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p><b>議題5. 農用地利用集積計画に関する件</b> <b>22ページ～39ページ 30件</b></p>	
議長	<p>次に、議題5「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 24ページ、番号1号につきましては、14番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、14番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。 14番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(14番委員離席後)</p> <p>それでは、番号1号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 24ページをご覧ください。 番号1号、3筆で、地目：田、面積1,232.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間5年、区分：更新。 令和5年7月31日公告予定です。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>



議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「農用地利用集積計画に関する件」番号1号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、14番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(14番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの29件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>資料の22ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号、令和5年7月31日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ただいまの分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>所有権移転2件、4筆、5,991.00㎡。賃貸借権9件、10筆、13,439.00㎡。使用貸借権19件、40筆、26,600.35㎡。合計30件、54筆、46,030.35㎡です。</p> <p>議案書の23ページから39ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、38ページから39ページは、配分計画を含む内容です。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5。「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 6. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料 2 3 件	
議 長	<p>次に、議題 6 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。</p> <p>それでは、松元、17 番委員をお願いします。</p>
17 番 委 員	<p>ご報告します。2 ページです。</p> <p>3 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4 現況、申出地は、石谷町隠迫地区にあり、松元支所から北東へ約 4.0 km に位置し、東側は他人畑、宅地、西・南側は宅地、北側は雑種地に接している。</p> <p>5 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>次に、6 ページです。</p> <p>3 変更後の用途、建売住宅</p> <p>4 現況、申出地は、石谷町花立地区にあり、松元支所から北北東へ約 3.6 km に位置し、東側は宅地、西・南側は市道、北側は水路に接している。</p> <p>5 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>次に、10 ページです。</p> <p>3 変更後の用途、一般住宅</p> <p>4 現況、申出地は、春山町井ノ丸地区にあり、松元支所から南東へ約 3.3 km に位置し、東側は水路、西側は他人田、南側は貸人田、北側は農道に接している。</p> <p>5 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」3 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

<b>議題 7. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件</b>	
<b>別冊資料 2 2件</b>	
議 長	次に、議題 7「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 それでは、松元、17 番委員お願いします。
17 番 委 員	ご報告します。14 ページです。 3 変更後の用途、農業用倉庫 4 現況、申出地は、直木町フノキ原地区にあり、松元支所から南西へ約 2.5 km に位置し、東側は雑種地、西・南側は他人畑、北側は市道に接している。 5 農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は農業用倉庫であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 次に、18 ページです。 3 変更後の用途、資材置場兼車両置場 4 現況、申出地は、直木町宮ノ山原地区にあり、松元支所から南西へ約 2.5 km に位置し、東・西・南側は市道、北側は他人畑、宅地に接している。 5 農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は資材置場兼車両置場であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。  〔「異議なし」の声あり〕  それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 7「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」2 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
<b>議題 9. 鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について</b>	
<b>別冊資料 3</b>	
議 長	次に、議題 9「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」を審議します。別冊資料 3 です。 それでは、事務局より説明をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>議題9「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」でございます。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>先月の総会で、審議していただきました内容に変更はございませんが、それぞれ項目に表題を付けさせていただきました。</p> <p>1 項目目として、担い手・生産者支援に関する事項として、</p> <p>1 生産資材等への支援について</p> <p>2 スクミリンゴカイ（通称：ジャンボタニシ）の被害防除対策について</p> <p>2 項目目として、遊休農地の発生防止・解消に関する事項として、</p> <p>3 有害鳥獣対策について</p> <p>4 農道等の整備及び維持管理について とまとめさせていただきました。</p> <p>本日審議していただきまして、ご了承いただきましたら、この通り、鹿児島市への意見として提出させていただきたいと思っております。</p> <p>審議の方をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等がございますか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題9「鹿児島市に対する農業・農村施策に関する意見の提出について」は、は、原案どおり決定いたします。なお、提出にあたっては、再度文言等を運営連絡会で協議していただいて、最終のものとしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>41ページ～47ページ 7件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。41ページです。 照会日：令和5年6月20日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年7月3日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、42ページです。 照会日：令和5年6月20日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区 域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年7月3日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、43ページです。 照会日：令和5年7月14日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区 域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年7月21日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
11番委員	報告します。44ページです。 照会日：令和5年7月6日、現況：農地、調査結果：該地は都市計画区域外に あり、現況農地である。 処理状況：令和5年7月20日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。
17番委員	報告します。45ページです。 照会日：令和5年6月13日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定 めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年6月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、46ページです。 照会日：令和5年6月13日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定 めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年6月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、47ページです。 照会日：令和5年6月13日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定 めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年6月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。

<b>2. 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について</b> <b>48ページ～50ページ 2件</b>	
議 長	<p>報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」  それでは、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>報告します。48ページです。  照会日：令和5年6月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。  処理状況：令和5年6月29日 鹿児島市長へ報告済。  次に、49ページから50ページです。  照会日：令和5年6月20日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。  処理状況：令和5年6月29日 鹿児島市長へ報告済。</p>
<b>3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b> <b>51ページ～53ページ 19件</b>	
<b>4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b> <b>54ページ～59ページ 13件</b>	
<b>5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について</b> <b>60ページ～61ページ 3件</b>	
<b>6. 農用地利用配分計画に関する報告の集計について</b> <b>62ページ～65ページ 3件</b>	
議 長	<p>次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」  報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」  報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」  報告事項6「農用地利用配分計画に関する報告の集計について」  それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>51ページをお開き下さい。  報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」の集計表です。  この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は19件です。  登記地目別では、田27筆、17, 332.00㎡、畑73筆、40, 083.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が17件、時効取得が2件。権利の種別は、所有権が19件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が18件となっております。  52ページから53ページは、農地法第3条の3関係の内容です。  お目通しをお願いいたします。</p>

事務局	<p>次に、54ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告について」の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、一般住宅が1件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が10件、共同住宅、その他が各1件、合計12件となっております。</p> <p>55ページは、4条関係1件、56ページから59ページは、5条関係12件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、60ページから61ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」です。</p> <p>桜島地区で2件、喜入地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、62ページをお開き下さい。</p> <p>令和5年6月16日認可の農用地利用配分計画に関する報告の集計です。</p> <p>これらは、県地域振興公社が作成した農用地利用配分計画について、県知事が認可したことにより、令和5年7月1日から貸付の始期が始まるものです。</p> <p>使用貸借権3件10筆、9,235.00㎡となっております。</p> <p>今回の分は、平成30年12月と令和3年8月の総会で審議していただいた農農用地利用集積計画によって、中間管理機構である県地域振興公社に貸し付けた農地を、同公社が担い手へ貸し出したものです。</p> <p>63ページから65ページは、先ほど説明しました農用地利用配分計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p><b>7. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について</b> 別冊資料4 53件</p>	
<p><b>8. 農地パトロールについて</b> 別冊資料5</p>	
議長	<p>次に、報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料4</p> <p>報告事項8「農地パトロールについて」別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告事項7「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料4をご覧ください。</p> <p>先月の地区推進協議会等で計53筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告事項8「農地パトロールについて」報告いたします。</p> <p>別冊資料5の1ページをお開き下さい。</p> <p>実施期間ですが、令和5年8月21日から8月31日までを中心に実施します。調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>調査地域は、本庁1班 谷山4班 吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの 9地域19班です。</p> <p>調査員は、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局職員です。</p> <p>調査方法について、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員、各1名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>調査確認の方法は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入</li> <li>② 無断転用農地は、無断転用調査票に記入</li> <li>③ 農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、利用変更届出調査票に記入します。</li> </ol> <p>①、②については、今年度よりタブレットを使用し、入力いたします。</p> <p>パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等対して今後の活用について意向確認等を行います。</p> <p>次回の農地パトロールは9月に実施予定です。</p> <p>農地パトロールの日程とコース等については、2ページから4ページまでに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、5ページから7ページまででございます。</p> <p>また、農地パトロールの当日は「帽子」、「腕章」、「ステッカー」等、農地パトロールグッズの活用を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p><b>9. 令和5年度最適化活動の目標設定の修正について</b> 別冊資料6</p>	
<p><b>10. 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の修正について</b> 別冊資料7</p>	



議 長	次に、報告事項 9 「令和 5 年度最適化活動の目標設定の修正について」別冊資料 6 報告事項 1 0 「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の修正について」別冊資料 7 です。 それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	報告事項 9 「令和 5 年度最適化活動の目標設定の修正について」 1 ページをご覧ください。 修正された部分につきましては、令和 3 年度利用状況調査における緑区分の遊休農地面積 3 0 7 . 9 0 h a を 2 9 9 . 6 4 h a 緑区分の遊休農地の解消目標面積 6 1 . 6 0 h a を 5 9 . 9 2 h a へ変更しております。変更理由といたしましては、農林水産省担当者の回答ということで、令和 4 年度中に緑区分の遊休農地を黄色区分等に変更したのものについては、緑区分の解消目標面積から除外することが適当であるとの回答を得たためです。黄色区分等に変更ということにつきましては、遊休農地が県道等に転用、非農地判断で山林になったものを分母から削除しなさいと指示があり、目標の修正をしたものです。
事 務 局	報告事項 1 0 「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の修正について」 報告事項 9 と同じ理由で、修正をしております。中身についてはお目通しをお願いいたします。 以上です。
議 長	ありがとうございました。  本日の議事は、全て終了しました。  (議事終了：午前 1 1 時 1 0 分)  続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。

<p>事 務 局</p>	<p>意向調査についてお知らせいたします。</p> <p>意向調査についてですが、8月16日までに終わらせて、調査票を提出していただくことになっております。現在提出していただいている調査票の数は、まだ少量に留まっております。残り期間が大部目の前に来ていますので、お早目に調査を進めて下さいますようお願いいたします。</p> <p>次に、配布してある農地の意向調査Q&amp;A 令和5年度7月27日更新分の資料をご覧ください。</p> <p>皆様からご提出いただいた意向調査票を事務局で現在確認しているところですが、特に留意していただきたいところについてご説明させていただきます。</p> <p>留意事項の欄をご覧ください。</p> <p>既に住所地へ訪問した際に家がなかったり、表札と違う氏名が表示されていた場合は、その旨をリスト又は調査票の空いたスペースで構いませんので、記入をしていただくようお願いいたします。また3回目の訪問時に不在の場合に使用する不在連絡票ですが、現在、宛名を手書きしてから投函するようにしていただいていると思いますが、ここは、先程お配りしている封筒の中にある新しい不在連絡票を使用し、宛名は記入しないようお願いいたします。繰り返しますが、誤って別の方の氏名を書いた不在連絡票を投函した場合の個人情報漏えいを防ぐために、宛名は書き込まないようにお願いいたします。</p> <p>2つ目に、調査票の記入漏れについてですが、対象者からの聞き取り結果がわからない等であった場合は、質問横のスペースに回答無しの記入をするようお願いいたします。メモ書きがなく未記入のままですと、再度訪問していただくように事務局から連絡することになります。特に設問3の規模拡大又は縮小したい面積や、設問9の意向公開の可否についてですが、こちらの記入漏れが多いため、以前配布してあります意向調査項目一覧の必須項目、任意項目等が書いてある資料を見て、聞き取り必須項目を確認していただき、ご自身で記入漏れがないかの確認をお願いいたします。</p> <p>3つ目に同意の署名についてです。Q&amp;Aの番号8をご覧ください。</p> <p>所有者が不在又は死亡しており、代理人や相続人に聞き取りをした場合には、所有者氏名ではなく、回答者の氏名を記入していただくようお願いいたします。回答者氏名を記入した場合は、代理人なのか相続人なのかがわかるようにメモ書きをしていただくようお願いいたします。</p> <p>他にも質問の多かった事項をQ&amp;Aに追記しておりますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>最後に改めてのお願いになりますが、既に意向調査を終了した方もおられますが、調査終了日は8月16日となっております。調査中の委員さんには、熱中症等には気を付けていただきながら、7月中にはまず1回目を周っていただき、8月16日までに調査を終えられるようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
--------------	--

事 務 局	<p>・令和5年度第5回総会（月例）開催日時は、 8月28日（月）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>午後から最適化推進の合同研修会があるということで、各支局から連絡がきていると思います。出欠については、各支局の方に回答をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>農業委員会だよりを1年に1回12月に発行しているのですが、6地区の方から編集委員の方を出していただきましたので、この後、第1回の編集会議を始めたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前11時20分）</p>